

貧困緩和をめざすマイクロクレジット －成功要因に関する経済理論的分析－

What Makes Microcredit Success? — Economic theoretical analysis of Microcredit on its success and advantages —

池 見 真 由

目 次

Summay

はじめに

第1章 内容と特徴—グラミン銀行を事例に

1. マイクロクレジットの発端
2. マイクロクレジットの内容

第2章 成功要因—経済理論的検証

1. 農村金融市場における自由化論と不完全性論
 - (1) インドのIRDP—公的介入の失敗
 - (2) 新古典派経済学からの批判
 - (3) 自由化論に対するスティグリッツらの見解
2. 相互選抜—逆選択の緩和
3. 相互監視—モラルハザードの防止
4. 取引費用削減と教育的効果

参考文献

Summary

Microcredit is a scheme for poverty alleviation which is very popular in many developing countries. Microcredit gives the poor small loans for helping them to improve their standard of income and living for themselves. One of the most important factors in its success is group lending. Its mechanism has been studied by Stiglitz,J.E.

and other scholars. They have demonstrated that it has important effects in reducing some problems of adverse selection and moral hazard on rural credit markets.

Microcredit will continue to proliferate all over the world. Though it is expected to have various issues to solve, such as differences in its approaches and globalization for commercial financial institutions. And it will go on acting as a participatory rural development system, with the poor who all have abilities for self-employment and small business.

は じ め に

貧困解消は、発展途上国のみならず、先進国を中心とした全世界の目標であり、夢である。生きていいくための食料も術もなく困っている貧しい人を見ると、一個人としてならば、「かわいそうだ」とか「助けてあげたい」という感情がはたらくものである。しかし、それが一国家あるいは一組織としてならば、「国際協力」とか「国際援助」と言い換えられ、人間らしい優しさや思いやりの他に、「取引」や「利潤」といった考慮が存在することも否定はできない。

しかしながら今日、経済の自由化とグローバル化が急速に進む中で、改めて貧困解消が国際的に大きな課題となってきた。1960年代以降、発展途

上国の経済開発と貧困緩和のための様々な投資や援助が、先進国を中心に地球の至る所で実施されてきた。結果としてよく指摘されることが、GDP成長率の増大、工業化による経済成長は達成されたが、その恩恵が特に低所得層を中心とする農村地域には行き届かず、貧困層の所得水準向上、そして世界の貧困緩和には直接結びついていないということである。さらに、経済格差や貧困層の生活水準などのさらなる悪化といった新たな問題が生み出された事実も、周知の通りである。そして現在、世界人口の20%に当たる10億人以上が最貧困層で占められているという。また、発展途上諸国内の50%以上が、日雇い労働やもの売りなどのインフォーマル・セクターで生計を立てており、つまり、雇用のないところで自ら職を創出して生き延びているのである。⁽¹⁾

これらの反省として、1970年代以降、国際援助機関は貧困緩和と途上国開発の戦略に「BHNアプローチ」を採用するようになった。⁽²⁾このような傾向の中で、ターゲット型方式、つまり対象を農村貧困層や社会的弱者である女性に絞って実施する開発手法が、多くの発展途上国で積極的に導入されることとなった。さらに、農村地域の貧困者や低所得者自身の参加による自立的、内発的な発展を目指す参加型開発が、開発の新しいパラダイムとして登場したのである。

それでもやはり、これらの諸政策の成功した例、つまり、貧困緩和の積極的な効果があらわれ、かつその開発政策が一時的なものに終わらず、長期的・持続的に実施していくことが可能となった例はそう多くはない。その数少ない例の一つが「マイクロクレジット」である。マイクロクレジットは今日、サミットが開催されるほどにまで普及拡大し、貧困に直接的かつ効果的な緩和策として、世界中に注目を浴びることとなった。

ではいったい、開発政策の数多くの失敗例がある中、マイクロクレジットはどうして成功したのか。本文では、マイクロクレジットの特徴とそのメカニズムを抑え、そして経済学的理論化を試みることで、成功要因を追求していくことにする。

(1) World Bank [1990]

(2) 「BHNアプローチ」は、「人間の基本的ニーズ・アプローチ（Basic Human Needs Approach）」の略である。1970年代半ばに、当時の世界銀行頭首によって積極的に採用された開発政策で、従来の成長指向型開発が貧困層の現状打開に結びつかなかったことへの反省から、人間の基本的ニーズ（BHN）を充足していくことを中心的課題とした。

第1章 内容と特徴—グラミン銀行を事例に

マイクロクレジット（Microcredit）とは、貧困層を対象に、経済活動を支援する目的で、低利子・無担保で資金を貸し出すという「小規模貸付」のことである。また、この少額低利貸付によって貧困者自身のレベルで可能な限り、所得水準の向上や生活水準の改善を貧困者自身によって実現させよう、という大事な意図もある。現在では、信用貸付（クレジット）だけでなく、保険や貯蓄など多様なニーズが存在しているので、貧困層や低所得層を対象とする「小規模金融」として、「マイクロファイナンス（Microfinance）」とも呼ばれている。だが、この開発モデルが、開発援助大国である先進国からではなく、1976年当時世界最貧国の1つとされていたバングラデシュから発したという点を強調すべく、この国で起こったグラミン銀行が小さな貧しい農村で初めて成功し、のちにその名を世界に送り出した「マイクロクレジット」を、本文では使うことにしたい。

ではまず、マイクロクレジットはなぜ成功したのかを明らかにする第一歩として、現在国際的に高い評価を受け、各国のマイクロクレジット政策の基本モデルとなっているグラミン銀行（Grameen Bank）の実態から、マイクロクレジットの内容と特徴を整理することにする。

1. マイクロクレジットの発端

グラミン銀行は、「貧しい人々に無担保でわずかな資金を融資し、それを元手として小さなビジネ

スを開始させ、経済的に自立させる」という手法を編み出したムハマド・ユヌス（Muhammad Yunus）によって創設された⁽¹⁾。その発端は、当時バングラデシュのチッタゴン大学教授であったユヌス教授のこんな出来事からである。竹製の腰掛けを作つて稼ぎを得ていた農村の女性が、仲買人から借金をして材料を仕入れていたために、完成した腰掛けは、借金と利子を差し引かれ1日1タカ（約2.5円）というただ同然で引き取られていた。働いても働いても貧困の淵から抜け出せない彼女に、ユヌス教授はポケットから10タカを貸し与えると、自分で竹を仕入れて作った腰掛けを自分で市場で売り始め、1日60タカ以上の稼ぎを得ることができたのである。さらにユヌス教授は、他の貧困層の農村女性42人にも合計1000タカ貸し与えると、全員手取りを増やすことに成功し、全員ユヌス教授にきちんと借りたお金を返したのである⁽²⁾。

これをきっかけに、貧困層のこのような状況を材料費を貸し付けることによって改善しようという実験が始まったのである。「グラミン」とはベンガル語で「農村」という意味であり、「農村の土地なし貧困層を対象とした銀行」という意味で、グラミン銀行プロジェクトが1つの小さな村で起こったのである。この実験が成功とみなされたのは、仲買人兼高利貸として商品を買い叩いていた主体を排除し、代わりに融資の機会を与え、製造した商品は自分で市場で売るという形態に移行したため、農村女性が作った製品の付加価値がそつくり本人の手元に残り、借入金を返してもなお所得が上昇した、という実証によるものである。この実験が示唆しているのは、インフォーマルな高利貸しなどの在来金融の持つ強固な関係性を捨て、独立的に資金調達ができるのなら、農村女性でも自らが持つ技能を生かして生計を立てることができるということである。この時からグラミン銀行の基本理念は、「スキルのない人間はいない、必要なのは元手となる資金へのアクセスだけである」となっている⁽³⁾。

グラミン銀行プロジェクトはその後、借入者数、貸付資金額、支店数を増やし続け、徐々に規模を

拡大していった。表1を見ると、2001年時点では、支店数が約1200、活動村数4万、そして少額貸付対象者である会員数がおよそ238万人であり、これはバングラデシュ国内における土地なし貧困層の約20%に相当する規模である⁽⁴⁾。表全体の数値の推移からも、グラミン銀行が過去10年以上にわたり急速に普及拡大していることがわかる。

一方、1976年に発足した国連農業開発基金IFAD（International Fund for Agricultural Development）は、当初から貧困層をターゲットとしたローンに関心を示しており、1980年にグラミン銀行プロジェクトへの支援をはじめることになった。グラミン銀行プロジェクトは、貧困層へ貸し付ける原資をIFADから低利で調達できるようになり、活動規模を大幅に拡大することが可能となったのである。そして、1983年、政府系特殊銀行として、グラミン銀行が正式に設立したのである⁽⁵⁾。グラミン銀行は、貸付資金のほとんどを、IFADを中心とした他の国際機関やノルウェー、スウェーデン、オランダなどからの援助に頼っていたが、1994年以降、国内銀行からの借入、会員からの返済金、貯蓄、債券の発行などで、すべて国内で調達できるようになった⁽⁶⁾。こうして1980年代半ばに確立したグラミン銀行は、発展途上国の貧困削減の成功例として、開発関係者や研究者たちの関心を集めることとなり、「グラミン・モデル」と呼ばれて各国の貧困地域で模倣され、あるいはそこにヒントを得ながら、マイクロクレジットが世界中に広がつていったのである。現在でもマイクロクレジットの基本仮説は、「農村の土地なし貧困層は皆、潜在的に生産能力の素質をもっており、低利融資さえ供与すれば、その能力が開花して収入向上が実現し、貧困から脱却していくことができる」ということであり、ユヌス教授の提言が受け継がれているのである。

2. マイクロクレジットの内容

グラミン銀行が実施したマイクロクレジットの主な特徴を整理すると、次のようになる。

- ①対象者を土地なし貧困層に限定
- ②返済率がほぼ100%
- ③無担保
- ④毎週少額返済
- ⑤対象者の90%以上は女性

①に関しては、それまではバングラデシュの農村部に限らず、世界中のどの国どの地域においても、貧困層に銀行からの融資の手が差し伸べられる機会は少ないものであった。グラミン銀行は、一般的の銀行では融資対象となり得なかった土地なし貧困層に絞って貸付を行う、というターゲット方式を採用したのである⁽⁷⁾。グラミン銀行のメンバー資格はこの他に、1世帯から1人に限る、他の小規模融資機関から融資を受けていない、なども資格審査で勘案される。②は、そもそもこれまでの政府系金融機関が行ってきた融資への返済率は、貸付対象を貧困層に限定するしないにかかわらず低いものであった。例えば、1980年にバングラデシュで政府が実施した貧困層向けの融資の返済率は51.6%であり、これが後にさらに10%台にまで低下したのである。また、インドでは41%を記録している⁽⁸⁾。これらのことから考えると、グラミン銀行がコンスタントに90%台後半の返済率を記録しているのは驚異的なことである。③は、貧困層が融資へのアクセスを可能にするために、担保を融資要件にはしないことにしたのである。④は、すぐ現金収入が得られる事業への投資と、容易で確実な返済を促すために行われた。貸付額は、最初は1000～2500タカ、最高で5000タカを、年利20%（実質金利10%）で貸し付ける。返済期間は1年

で、50週にわたり毎週等額を返済するのである⁽⁹⁾。このように、メンバーの収益能力のレベルに相応した額と、一定の曜日にこまめに行われる返済により、貧困層でさえも100%近い返済率が達成されているのである。そして⑤は、貧困層の中でも特に社会的弱者と位置付けられている農村女性に、経済的機会や社会進出への道を開くことを目的に、融資のターゲットを女性に絞り込んだのである⁽¹⁰⁾。

では、マイクロクレジットは実際にどのようにして行われているのだろうか。グラミン銀行機能の流れは次のとおりである。

- ①行員がターゲットとした地域で、2～3ヶ月かけて経済、社会、政治、自然など、さまざまな角度から調査を行う
- ②その地域で村民集会を開き、グラミン銀行の事業とその主旨を説明し、融資が必要な土地なし貧困層を選出する（→グラミン銀行のメンバーとなる）
- ③メンバーが自分たちで5人1組の連帶責任グループを作る
- ④行員がメンバーに研修を行う
- ⑤6～8グループで1つのセンター（集会・返済の場）を組織する⁽¹¹⁾
- ⑥グループのメンバーに互選でリーダーを決めてもらい、さらにリーダー同士が互選でセンター長を選ぶ
- ⑦グループの中で最初に融資を受ける2人を決めてもらい、少額貸付を始める
- ⑧2人の投資・生産・返済状況を1ヶ月ほど観察して、問題がなければ次の2人に貸付を行

表1—グラミン銀行の会員数実績

	1990	1994	1998	2001
支店数	700	1,041	1,137	1,173
活動村数	16,321	33,907	39,045	40,447
会員数	712,998	1,974,840	2,368,347	2,378,601

資料：Grameen Trust [1990] [1994] *Grameen Dialogue*, No. 3, 18,
Grameen Banking for the poor [2002] *Past Five Years of Grameen Bank(1997-2001)*,
Grameen Bank websiteより作成。

う

⑨また1ヶ月ほど観察して、問題がなければ最後の1人（通常はリーダー）に貸付を行う

貧困層に貸し付けても、担保能力を持っていないので返済を保証することができない。返済できなくても借り手にとっては失うものが何もないで、デフォルト（債務不履行）をして全てはおしまい、ということになる。それでは無担保貸付がうまくいかないのは当然である。しかし、物質的な担保がないのであれば、社会的担保を使おうというのが「グループ貸付」の発想である。この考え方は、際立って新しいものではなく、世界中でみられる金融講と同種のものと考えても差し支えない⁽¹²⁾。日本でも、かつて中世から昭和戦前に至るまで、特に農村部で広くみられた頼母子講や無尽もこの一種であり、庶民のための金融として重要な役割を果たしていた。マイクロクレジットは、このような、もともと存在していたインフォーマル金融のメカニズムを利用し、応用して創られたともいえる。

マイクロクレジットの最大の特徴であるグループ貸付は、貸付は個人単位の経済活動に対して行われるが、返済はグループが一括して行うことになっている。つまり5人は、各人への貸付に対する返済に連帯責任を負うことになるのである。またそのグループというのは、同じ村内に住む友人や隣人など、お互いの情報をよく知り信頼関係を持った、同姓でかつ同様な社会的環境にある者同士によって、自主的に形成されることになっていく。こうして、各個人が担保はなくとも、グループ内でお互いに監視し合うことによって、返済のインセンティブが働くという仕組みが出来上がっているのである⁽¹³⁾。

(1) Yunus [1997].

(2) 渡辺 [1997] pp. 8-10.

(3) 中村 [1999] p.136.

(4) 活動村数4万という数字は、バングラデシュ国内の村の過半数をカバーしていることになる。

(5) 政令により、60%政府出資の独立した銀行となる。それまでは他の一般銀行からの資金参加によるものだつ

た。ユヌス教授が、富裕層や企業にしかお金を貸さず、返済能力も担保もない農村貧困層にお金を貸すことは考えられなかつた銀行側を説得し、ユヌス教授自らが保証人を条件として交渉に成功し、プロジェクトを可能にしたのである。

- (6) 1つ例外として、長期かつ低利で貸し出す住宅貸付の資金だけは外国からの援助を必要としており、例えば1995年に日本のODA（政府開発援助）から30億円の円借款を受けている。また住宅貸付に関しては、貧困層にとって雨の影響が保健衛生面だけでなく作業の効率性にも大きく及ぼすので、質素であっても水浸しにならない家が必要と考え、さらに土地なし貧困層でも購入できるようにと、グラミン銀行独自のデザインの低廉格住宅を提供し、購入資金を貸し付けそれを長期かつ低利で返済させるというものである。無担保で信用もないと排除されてきた土地なし貧困層に長期貸付が可能になったという点においては、グラミン銀行設立の翌年に早々とスタートした住宅貸付の意義は大きい。
- (7) 土地なし貧困層とは、耕地面積が0.5エーカー（約0.2ヘクタール）未満、または1.0エーカー以下程度の土地と同価値の資産しか所有していない者を指す。人口密度が高く、土地なし層が多いことが、バングラデシュの農村貧困層の大きな特徴である。土地所有の分配状況で見ると、所得階層下位50%の人口が、全土の4%の土地しか管理していない。0.5エーカー以下の土地所有人口が全人口の約1/3にも達するのである（中村[1999] pp.145-154）。
- (8) Morduch [1999] p.1573, 秋葉 [1998] p.17。インドについては第2章1(1)で詳しく述べる。
- (9) メンバーは毎週返済を行う他に、強制積立金として毎週1タカを払うことが義務付けられている。
- (10) バングラデシュやパキスタンなど南アジアのイスラム社会では、女性の行動範囲や活動領域が規制されており、それが女性の家の外での活動に大きな壁となっていた。特に経済活動においては、外での労働や市場への買い物は一般的に男性で、女性は主に敷地内やその周辺でできる仕事（脱穀、家禽など）を多く担っている。（西川麦 [2001]、渡辺 [1997]）。
- (11) 貸付・返済はすべてセンターの会合の際に公開で行われる。また、特別な理由がない限り、毎週メンバー全員がセンターの会合に出席することが義務付けられている。
- (12) 日本では金融講というが、一般にROSCA (Rotating Savings and Credit Association) と呼ばれている。
- (13) グループ内の1人が返済を怠ると、他のメンバーが融資を受けられなくなるという規則がある。また、1年間返済を問題なく行うと、次の年から融資額が増大するというメリットがある。

第2章 成功要因－経済理論的検証

1. 農村金融市場における自由化論と不完全性論

(1) インドのIRDP－公的介入の失敗

1960～70年代にかけて、「緑の革命」を推進する農村開発が発展途上国の各農村地域で進められた。農村開発の方向性や程度を左右する政府介入策の中でも、その影響が大きいのが公的金融制度の導入であった。政府は、金融制度や協同組合を次々と設立し、それらを通じて村人へ低利融資などの金融サービスを提供するだけでなく、そのネットワークを利用して、輸入投入材の頒布や技術普及のラインとしてきたのである⁽¹⁾。

1970年代に入ると、世界銀行などの国際援助機関の後押しを受けて、政府が既存の銀行を利用する形で、ターゲット型農村信用貸付がはじめられた。このような流れの中で1980年代に入り、インドでは総合農村開発計画IRDP (Integrated Rural Development Programme) の融資プログラムが、政府によって全国的に展開された。このプログラムは他のアジアの発展途上国にも採用され、世界銀行からの技術・資金面の協力を得て、融資者数、融資額ともに世界最大となった。

IRDPの特徴は、政府による既存の銀行を利用したターゲット型農村少額貸付である他に、融資金の使途を「生産的資産の購入」に限定したことや、市場価格より非常に低い優遇金利あるいは補助金つきで融資したことなどが挙げられる⁽²⁾。これらによって貧困層の生産的資産を創出し、所得増大と貧困状況からの脱出を実現させ、さらに農業生産性の向上や所得機会の多様化を期待したのである。またIRDPは、先にも述べた通り融資プログラムとしては世界最大といわれており、1983～1998年の間に、約3億人に1950億ルピー（約5500億円）という多額の融資を行ってきたのである⁽³⁾。これは、インドの3～4億人といわれている貧困層の大半がこれまでにIRDPの融資を受けたことを意味している。

これほど大規模であったにもかかわらず、政府

の公式な評価報告書におけるIRDPの評価は低い。IRDP受益世帯で貧困ラインを越えられたのはわずか15%に過ぎず、受益世帯の29%では何らかの形での所得の増加が全くみられなかつたという。さらに、貧困世帯以外の世帯（非ターゲット）への貸付が多く30%以上にのぼり、返済率も極めて低く41%であった⁽⁴⁾。またその過程で、地域有力者による不正利用、受益者による入手物件の転売、銀行員や行政職員による賄賂の要求なども多発したとされている。地域資源の実情を無視した、特定の生産的資産への一律的な誘導は、多くのプロジェクトの破綻を生み出すことになったのである⁽⁵⁾。莫大な資金を投入した割に貧困緩和効果がほとんど見られず、金融としての健全性も劣るなどの否定的評価が多いIRDPは、今日では失敗の典型的特徴を持つ融資プログラムの代表例となっている。

(2) 新古典派経済学からの批判

インドに限らず他の発展途上国の農村金融においても、資金の回収率は非常に低いものであった。このような少額融資の公的介入のあり方に対して、アメリカの農業経済学者から厳しい批判が提起されることとなった。アダムス (Dale W. Adams)を中心とするオハイオ州立大学グループは、新古典派経済学の立場から、農村金融市場への政府の介入に異議を唱えたのである⁽⁶⁾。その主張をまとめると次のようになる⁽⁷⁾。

① 金融仲介機能の喪失

政府介入による、インフレ率が高い発展途上国で実質金利がマイナスとなるような優遇金利の貸付は、借り手が返済能力以上に資金を借りる傾向にあり、その結果返済率は著しく低下したのである。そうなると金融機関は貯蓄動員力を失い、中央政府などからの外部資金の注入に依存せざるを得なくなる。つまり、金融機関は貯蓄の動員、資金の仲介、貸付という本来の金融仲介機能を失い、単なる資金配分だけとなり、借り手にとっては貯蓄せず資金を借りるだけの金融機関になってしまっている。

② 取引費用の高さと貧困層の排除

銀行が顧客と取引する場合、書類作成、融資相談などの手間や時間という取引費用が発生する。こうした取引費用は、資金の額に比例して増加するものではなく、一つの取引に對して固定的な性格を持っているため、取引額が少額であるほど割高になる。しかし、金融機関は政府による金利規制のため、取引費用に応じて少額融資の金利を上げるということができないので、その結果、金融機関は赤字となる少額融資を敬遠し、高額貸付を優先するようになる。そうなると、貧困層に融資は到達しなくなる。

(3) 金融自由化

政府介入による低金利政策や貧困層をターゲットとする政策を廃止すべきである。金融機関が顧客に応じた金利を自由に設定できれば、やがて必要な人に必要なだけ資金が行き渡るようになり、貧困層にも融資が到達するようになる。また貸付ばかりでなく、貧困層からの貯蓄を引き出す努力を行えば、本来の金融仲介機能を取り戻し、金融機関の収支は改善し、存続していくことができる。

(4) 高利貸しへの再評価

農村地域の構成員である高利貸しは、外部の金融機関と比べて借り手に関する遙かに正確な情報を把握しており、借り手を監視・調査する取引費用が低いという「合理性」がある。このような高利貸しの金融システムに注目して取引費用削減の努力を行えば、金融機関同士の競争によって、貸付金利が低下し、やがて貧困層に資金が行き渡るようになる。

新古典派経済学から提起されたアダムスらの金融自由化論は、1980年代の新自由主義の風潮のもとで支持を集めることとなった。アメリカとその強い影響下にある世界銀行は、国家の介入よりも市場原理の農村金融政策を支持したのである。

(3) 自由化論に対するスティグリツの見解

しかし、これらの金融自由化論に対して、マイクロクレジットや貧困層への融資に理解を示すスティグリツ (Joseph E. Stiglitz) は、金融を自

由化しても貧困層に資金は到達しないと異議を唱えたのである。もともと農業銀行の拡張や政策的低金利融資は、「高利貸しなどのインフォーマルな貸し手の高い金利は、絶対的資金不足の下での独占的地位によるものである」とみなして導入されたものである。これに対し、アダムスらの自由化論は、高金利を貸し手の自由競争を通じて解消しようとするもので、完全市場を想定しており、金利はある種の需給均衡を反映していると考えられている。しかし現実には、農村では高利貸しのようなインフォーマル金融との契約は極めて個人的な関係で成立しており、複数の貸し手が存在するにもかかわらず、金利の引き下げといった貸し手間の競争が起こらないのである⁽⁸⁾。スティグリツはこのような問題の原因を、貸し手・借り手間の「情報の非対称性」が存在する農村金融市場の不完全性に求めた。まず、農村信用市場には次の3つの問題があるとしている⁽⁹⁾。

- ①スクリーニング問題
- ②インセンティブ問題
- ③契約執行問題

具体的に、まずスクリーニング問題には、借り手の返済不可能性を識別しにくいことが挙げられる。また、インセンティブ問題と契約執行問題に関しては、借り手に返済を促すのには費用がかかる、返済を強制しにくい、などが挙げられる。特にフォーマルな金融機関の場合は借り手についての情報が限られ、返済強制やデフォルトの際の損失回収についても取り得る手段に法的限界がある。こうした制約の下では、取引費用やリスクをカバーできるような金利を金融機関が自由に設定できるように規制緩和しても、貧困層が貸付対象から排除されるという現状は変わらない。したがって、市場放任ではなく、金融機関はむしろ低金利を設定し、超過需要には国からの補助金で対応する、つまり、農村金融市場においては政府や国際援助機関が介入し、上記3つの問題を軽減する政策を行っていくべきだとしているのである。

グラミン銀行をはじめ、これまで述べてきたマ

イクロクレジットの事例は、貧困層を対象にして融資を行っているにもかかわらず、10年以上の継続と拡大を遂げてきた。そして実際に、その融資活動は高利貸しへの依存を減少させ、数多くの所得機会を創出してきたのである。そして、貧困層の間でも金融機関サービスに対する需要が高いこと、また貧困層向けの信用貸付と所得機会の創出が条件によっては可能であり、貧困緩和に有効であることを示したのである。

これまで述べてきた、毎週少額返済方式、女性ターゲット型、グループ貸付などは、マイクロクレジットの特徴としてだけでなく、成功要因としても充分なり得るものである。中でも女性ターゲット型に関しては、女性には、①リスク回避的である、②これまで他の貸付へのアクセスの機会もなかったため旧借金の返済への流用が少ない、③家計に対する注意深さや投資に対する慎重さがある、といった特徴があり、これらが返済率の高さと急速な普及を実現しているといえる⁽¹⁰⁾。

そして、最大の特徴であるグループ貸付については、スティグリツラによって、「情報の非対称性を補う効果があり、スクリーニング問題を緩和するもの、そして返済インセンティブを強化するもの」として分析が試みられてきている⁽¹¹⁾。一般に、貧困層への少額貸付は貸し倒れが多く、成功しないと考えられてきた。上述したIRDPなどの政府系農村金融機関が実施してきた少額貸付は、借り手に関する十分な情報を持たないことから、資金回収に失敗したといえる。また、高利貸しや地主などが貸付を行う場合の金利の異常な高さも、権力関係から発生する搾取という意図よりも、貸し倒れのリスクに対応したものであるところが大きいと考えられている。このような状態を、経済学では、貸し手と借り手間の「情報の非対称性」による逆選択 (adverse selection) が発生している状態であると考える。また、高利貸しから借りたお金を返せず土地を奪われてしまうという例も、モラルハザード (moral hazard) の防止から必要とされる貸し手側からの当然の処遇だといえるのである。

このような、貸し手側の借り手に対する情報の

不確実性 (imperfect information) に伴う、逆選択やモラルハザードといった問題を、マイクロクレジット・プログラムは貸付対象を「個人」とせず、「借り手グループ」とすることによって克服しようと試みたのである。こうしてマイクロクレジットの特徴であるグループ貸付は、逆選択というスクリーニングの問題を「相互選抜(peer selection)」によって緩和し、モラルハザードという返済インセンティブの問題を「相互監視(peer monitoring)」によって防止しようとしたのである。

2. 相互選抜—逆選択の緩和

逆選択とは、信用リスクの高い者ばかりが積極的にお金を借りようとする傾向を指す。これは、貸し手は借り手に対する十分な情報を持っていないため、お金を貸す相手が、低収入でも地道に働いて確実に少しづつ返済しようとしているのか(低リスクの安全な借り手)、もしくは一度に高収入を狙えるような事業で返済しようとしているのか(高リスクの危険な借り手)、貸し手側は区別することができないことから生じる。マイクロクレジットでは、このような逆選択問題に対処し、これを緩和する役割を果たしているのが、グループ貸付における「相互選抜」の機能である。

ではここで、借り手には、上述したように高リスクの危険な借り手と低リスクの安全な借り手の2種類が存在し、貸し手には両者の区別がつかないと仮定して、この逆選択の問題を理論的に分析してみることにする⁽¹²⁾。またここでの借り手は、期待値が同じであればその分散が大きかろうが小さかろうが気にしないという、リスク中立的(risk neutral) であることを想定している。

まず、借り手がお金を借りて行う事業の成功率は、それぞれ

危険な借り手の成功率 : p_r

安全な借り手の成功率 : p_s (ただし $p_r < p_s$)

とする。また、借り手が事業に成功した場合の純収益は、それぞれ

危険な借り手の純収益 : R_r
安全な借り手の純収益 : R_s

$$r = \frac{\rho}{p_s}$$

とする。よって期待収益はそれぞれ $p_r R_r, p_s R_s$ となるが、ここでは貸付 1 単位当たりの期待費用の違いに着目するので、わかりやすくするために、期待収益は危険な借り手と安全な借り手に差がなく

$$p_r R_r = p_s R_s \equiv \bar{R}$$

であるとする。資本コストを ρ 、お金を借りて事業を始めようとせずにこれまでの仕事を続けていたら得られたであろう期待利潤を m とすると、

$$\bar{R} - \rho > m \cdots \cdots \textcircled{1}$$

つまり、これまでの仕事を続けるよりも、お金を借りて事業を始めた方が成功した場合儲かるので、そちらを選ぶとする。

担保になるものを何も持っていない貧困層の借り手は、事業に失敗したら何も支払えないで返済はゼロである。そこで貸し手は、貸付 1 単位当たりの資本コスト ρ に見合う利子 r を設定しようとするが、お金を貸した借り手全員が事業に成功し、全員がきちんと返済してくれるとは限らないので、

$$r\bar{P} = \rho \quad (\bar{P} \text{は経済全体における平均成功率})$$

$$\bar{P} = \theta p_r + (1 - \theta) p_s, \quad \theta = \frac{R}{S+R}$$

S : 安全な借り手の人数、
R : 危険な借り手の人数)

を満たすように r を設定する。もしお金を貸す相手が全員危険な借り手であれば、貸し手は $r p_r = \rho$ を満たすように利子を

$$r = \frac{\rho}{p_r}$$

に設定する。同様に、お金を貸す相手が全員安全な借り手であれば、

となる。しかし、貸し手には危険な借り手と安全な借り手の見分けがつかないので、両者に同じ利子 r を設定するしかない⁽¹³⁾。すると、安全な借り手が成功した場合の期待利潤は

$$p_s(R_s - r) = \bar{R} - p_s r \cdots \cdots \textcircled{2}$$

となり、危険な借り手が成功した場合の期待利潤は

$$p_r(R_r - r) = \bar{R} - p_r r \cdots \cdots \textcircled{3}$$

となる。 $p_r < p_s$ ので、

$$\bar{R} - p_r r > \bar{R} - p_s r$$

つまり、安全な借り手にとって危険な借り手と同じ利子をかけられると、この場合の期待収益のわりに期待費用が危険な借り手よりも大きくなるので、常に安全な借り手の期待利潤の方が危険な借り手の期待利潤よりも小さくなってしまうのである。それでも①であれば、事業を始めるためにこの利子でもお金を借りようとするだろう。

しかし、

$$\bar{R} - r p_s < m$$

つまり事業を始めた方が期待される儲けが小さくなるのであれば、これまでの仕事を続けた方がましだと考えて、安全な借り手はお金を借りようとしなくなる。すると、お金を借りるのは危険な借り手ばかりになってしまふのである。そうなると、貸し手としては高いリスクを背負うことになるので、お金を貸す相手は全員危険な借り手であると見込んで、 $r p_r = \rho$ を満たすように利子を高く設定するようになる。このように、経済全体としての事業の成功率は低くなり、信用市場全体としての利子率は高くなり、社会的に望ましいはずの安全な借り手は信用市場から排除されていなくなつて

しまい、非常に非効率的なのである。これが逆選択の問題の本質である。

ここで、「グループ貸付」の制度を導入してみることにする。わかりやすくするために、ここでは借り手が2人1組で1グループを作ることにする。グループを作る際には、お互いに誰と連帯責任グループを組むか、借り手側が自分たちで自由に決めることができる。これが、グループ貸付の仕組みで重要な役割を果たしている「相互選抜」であり、この相互選抜には、貸し手には借り手側の情報はわからないが借り手側ではそれがわかっている、という貴重な意味もある。

貸付は個人それぞれに対して行われるが、返済に関しては2人が互いに連帯責任を負うことになっている。もし事業に失敗したら何も支払えないが、成功したら利子 r を支払うことになる。また、自分が事業に成功したとしても、グループを組むパートナーが失敗した場合には、自分が支払うべき利子だけでなく、貸付1単位当たりの連帯責任コスト c をも貸し手に対して支払わなければならないのである。

自分の成功率 : p_i ,
 パートナーの成功率 : p_j ,
 $p_i R_i = \bar{R}$
 (ただし $i=1, 2 \dots j \neq i$)

とすると、借り手（自分）の期待利潤は

$\bar{R} - p_i \{ r + (1 - p_i)c \}$
 $(p_i r$ は支払利子の期待値、
 $p_i(1 - p_i)c$ は連帯責任コストの期待値)

となる。そこで、安全な借り手は、やはりリスクが低くて連帯責任を負う可能性が低そうな、自分と同じ安全な借り手とグループを組もうとする。この場合の期待利潤は

また、危険な借り手も、やはりリスクの低い安全な借り手とグループを組みたいところだが、相手

にとってみれば安全な借り手が危険な借り手の連帯責任を負うことになり損をするので、相手は組もうとしない。よって危険な借り手は安全な借り手とはグループを組んでもらえないので、自分と同じ危険な借り手をパートナーに選ぶしかない。この場合の期待利潤は

④, ⑤それぞれの連帶責任コストの期待値 $p_s(1-p_s)c$, $p_r(1-p_r)c$ を比較すると、危険グループの借り手の方が安全グループの借り手よりも大きくなる可能性が出てくることがわかる。そうなると、安全グループの借り手の期待利潤が危険グループの借り手の期待利潤よりも大きくなることがあります。

これまでの説明と式②～⑤を整理すると、次のようになる。まず、グループ貸付が導入される以前の信用市場では、貸し手側の情報の不確実性により、本来は安全な借り手と危険な借り手それぞれに見合った利子を設定すべきところを、両者の区別がつかないので、借り手全員に対し同じ利子 r を設定することになる。 $p_r < p_s$ なので期待利潤を比較すると②<③となり、常に危険な借り手の方が有利となってしまう。そうなると、信用市場における借り手はリスクの高い危険な借り手ばかりになってしまい、経済全体としての成功率も悪くなるので、貸し手側としても利子をさらに高く設定することになってしまうのである。

しかし、グループ貸付を導入すると、たとえ貸し手側には借り手側の情報がわからず、安全な借り手・危険な借り手にかかわらず同じ利子 r を、さらに両者に同じ連帶責任コスト c を設定したとしても、適切な r と c であれば（具体的には c が r より十分大きければ）、両者それぞれに見合った別々な期待費用がかかることになり、結果として、安全グループの借り手の期待利潤が危険グループの借り手の期待利潤を上回ることもあり得るのである。

例えば、安全グループの成功率 $p_s=0.9$ 、危険グループの成功率 $p_r=0.8$ とすると、

$$\bar{R} - p_s \{r + (1 - p_s)c\} > \bar{R} - p_r \{r + (1 - p_r)c\}$$

を満たす $c > 1.43r$ であれば、安全グループの借り手の期待利潤が危険グループの期待利潤を上回ることになる⁽¹⁴⁾。そうなると、以前は常に危険な借り手の期待利潤のほうが大きくなるために、お金を借りるのは危険な借り手ばかりとなっていた信用市場に、排除されていた安全な借り手が戻ってくるようになる。そして、経済全体としての事業の成功率も上がるるので、利子も以前より低く設定されるようになる。このように、逆選択問題が緩和され、損なわれていた効率性も改善されるというのが、グループ貸付における「相互選抜」のメカニズムなのである。

3. 相互監視—モラルハザードの防止

貸し手と契約を結んでお金を借りたが、契約を結んだ後に貸し手からの監視がきいていないのをいいことに、契約に反するリスクの高い事業を行おうとしたり、返済の努力を怠って、借金を踏み倒しにしようとする「モラルハザード」という。グループ貸付による「相互監視」の機能は、このモラルハザードの問題を減少させる役割を果たしているのである。ここでは前述した「相互選抜」の説明のときとは異なり、借り手はすべて同質で、借り手が行う事業において安全な事業と危険な事業の2種類が存在すると仮定して、モラルハザードの問題を理論的に分析してみることにする⁽¹⁵⁾。また、借り手の効用は、事業が成功した場合に得られる利潤に依存するとする。前述したときと同様にリスク中立的であるが、分散が小さい方を好むリスク回避的(risk averse)である場合にも成り立つ。

まず、事業の成功率はそれぞれ

危険な事業の成功率： p_r

安全な事業の成功率 : p_s (ただし $p_r < p_s$)

とし、純収益は

危険な事業の純収益： R_r

安全な事業の純収益： R_s (ただし $R_r > R_s$)

とする。ここで、危険な事業を選んで成功した場合の期待収益と安全な事業を選んで成功した場合の期待収益を比較すると、この社会においてはハイリスク・ハイリターンよりローリスク・ローリターンを選ぶほうが望ましいという意味で、

$$p_s R_s > p_r R_r$$

であるとする。

借り手がお金を利子 r で借りて事業を行うとするが、2種類の事業のどちらかを選ぶことになる。事業が失敗した場合は収益がゼロになってしまふので返済もゼロとなり利子は支払えなくなる。すると、安全な事業を選んで成功した場合の借り手の期待効用は

危険な事業を選んで成功した場合の借り手の期待効用は

となる。そこで貸し手は、前回の説明のときと同様、

$$r\bar{P} = \rho$$

(ρ : 資本コスト、 \bar{P} : 借り手の平均成功率⁽¹⁶⁾)

を満たす利子率を設定する。しかし、貸し手には、借り手が安全な事業を選んだのか危険な事業を選んだのかわからぬのである。そこで、貸し手はまず、借り手は全員安全な事業を選ぶと予想して、利子を

$$r = \frac{\rho}{p_s} \quad (\bar{P} = p_s)$$

に設定したとする。この場合の借り手の期待効用

は⑥より

$$E[U_{ss}] = u p_s (R_s - \frac{\rho}{p_s}) = u (p_s R_s - \rho)$$

となる。しかし、このように貸し手側が借り手の成功率を予想して利子を設定したものの、お金を貸した後は、貸し手は借り手の監視ができないので、実際にはどちらの事業を選んだのかわからぬ。借り手は危険な事業を選ぶこともできるのである。この場合の借り手の期待効用は

$$E[U_{sr}] = u p_r (R_r - \frac{\rho}{p_s}) = u (p_r R_r - \frac{p_r}{p_s} \rho)$$

となる。この場合、

$$E[U_{ss}] < E[U_{sr}]$$

となる可能性が出てくる。つまり、危険な事業を選んだ方が安全な事業を選ぶよりも効用が大きくなる、ということである⁽¹⁷⁾。そうなると、借り手は危険な事業を選ぼうとするので、全体として事業の失敗する確率が高くなり、貸し手はその分高いリスクを背負うことになる。

それでは貸し手は損をしてしまうので、借り手は全員危険な事業を選ぶと予想を改め、利子を

$$r = \frac{\rho}{p_r} \quad (\bar{P} = p_r)$$

に引き上げたとする。この場合の借り手の期待効用は(7)より

$$E[U_{rr}] = u p_r (R_r - \frac{\rho}{p_r}) = u (p_r R_r - \rho)$$

となる。しかし、 $E[U_{ss}]$ 、 $E[U_{sr}]$ 、 $E[U_{rr}]$ の関係は

$E[U_{ss}] > E[U_{rr}]$ および $E[U_{sr}] > E[U_{rr}]$

である。これは、「高い利子で危険な事業」という組み合わせの場合の効用の期待値が、ここでは最も小さくなるということを示している。本来、借り手が危険な事業を選ぶということは、効用は小さくなるし、経済全体としての事業の失敗する確率も高くなるのでその分高い利子が設定されることにもなるし、結果として社会的に非効率的で望ましくないはずである。しかし実際には、それにもかかわらず借り手は安全な事業を選ばずに危険な事業を選び、そのために貸し手も高い利子を設定するというのが、この経済の安定的な均衡となってしまっているのである。

ここで「グループ貸付」を導入する。結論から先にいようと、グループ貸付による「相互監視」のメカニズムが、借り手に安全な事業を選ぶというインセンティブを与える効果をもたらすのである。まず、前回の説明のときと同様に、借り手が2人1組で1つのグループをつくったとする。自分が事業に失敗した場合は何も支払えないが、成功した場合は利子 r を支払える。また、自分が事業に成功しても、グループを組んだパートナーが事業に失敗した場合には、連帯責任コスト c をも支払わなくてはならない。

そうなると、連帯責任を負わされることを避けたいと思うので、すべての借り手グループは、貸し手側との契約を守り事業に成功してきちんと返済するよう、お互いに監視をするのである。もし自分が安全な事業を選ぶときには、パートナーにも同じ安全な事業を選ばせる。なぜなら、パートナーが危険な事業を選ぶことを許してしまうと、自分ばかりが損をしてしまうからである。よって、グループ2人が安全な事業を選んだ場合の借り手の期待効用は

$$\begin{aligned} \text{up}_s & \{ p_s(R_s - r) + (1 - p_s)(R_s - r - c) \} \\ = & \text{up}_s^2(R_s - r) + \text{up}_s(1 - p_s)(R_s - r - c) \end{aligned}$$

($\cup p^2(B_s=r)$) : 自分もパートナーも成功した場合

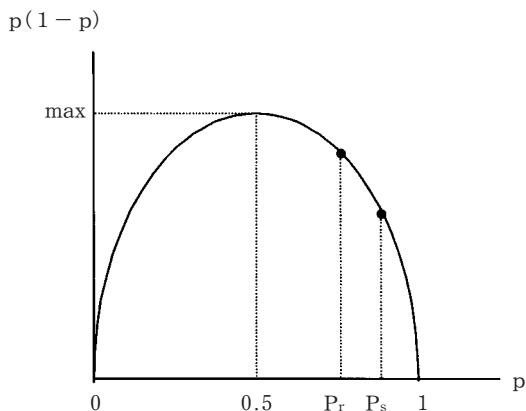
$up_s(1-p_s)(R_s - r - c)$: 自分は成功したがパートナーは失敗(を前提)

また、反対に自分が危険な事業を選ぶときは、パートナーのほうも自分ばかりが損をすることを避けるので、同じ高いリスクを対等に背負ってもらおうと危険な事業を選ぶ。すると、グループ2人が危険な事業を選んだ場合の借り手の期待効用は

となる。ここでは、自分は成功したがパートナーは失敗した場合に注目することにする。この場合の安全グループと危険グループの借り手の期待効用は、⑧、⑨からそれぞれ

$$u p_s (1 - p_s) (R_s - r - c) , u p_r (1 - p_r) (R_r - r - c)$$

であるが、この2つの p ($1-p$) の部分について考える。この2次関数をグラフに表すと次のようになる（ただし $0 < p < 1$ ）。



成功する確率が50%以下（つまり成功しない確率のほうが高い）の事業となると、リスク中立的またはリスク回避的な借り手にとっては、その事業が安全であるか危険であるかの問題ではなく、現実にはそのような事業を行おうとするインセンティブは存在しないと考えても差しつかえないであろう。したがって、ここでは $p > 0.5$ を想定することにする。この場合、 p は0.5に近づくほど大きくなり、1に近いほど小さくなる。

$p_r < p_s$ なので、グラフから見てもわかる通り、この場合は常に

$$p_r(1-p_r) > p_s(1-p_s)$$

という関係が成り立つことになる。つまり、パートナーが失敗して連帯責任を負うことになる場合の期待効用は、たとえ貸し手が、安全な事業を選んだ借り手と危険な事業を選んだ借り手に差がなく同じ r を、さらに同じ c を設定したとしても、 c が十分大きければ、結果として危険な事業を選んだグループの借り手の期待費用が安全な事業を選んだグループの借り手の期待費用を上回り、より多くのコストがかかることになる。そうなると、全体として安全グループの借り手の期待効用が、危険グループの借り手の期待効用よりも大きくなり得るのである。 c が十分大きいということは、パートナーに対する連帯責任コストが大きいということであるから、借り手同士の間ではなおさら監視が強まるということにもなるのである。そうなれば、デフォルトや危険な事業を選ぶということも防止されるのである。以上が、グループ貸付の「相互監視」によるモラルハザード防止のメカニズムである。

4. 取引費用削減と教育の効果

グループ貸付における上述した2つの特徴のメカニズムは、金融機関が行うはずの借り手の選抜・監視という業務を、村人自身が互いに行うということである。これによってさらに可能にしたのが経費の節約である。つまり、グループ連帯責任制による貸付は、本来貸し手が負う取引費用を借り手に負ってもらい、「取引費用の削減」という機能を果たしているのである。

政府主導の農村金融制度は、農村開発による農村部の貧困緩和を1つの目的としながらも、実際には貧困層はそうした介入策の恩恵を得られなかつた。既存の銀行を利用したフォーマルな少額融資が貧困層に浸透しなかつた大きな理由の1つは、両者にとっての取引費用の高さだといえる。貸し

手側の銀行にとって最もコストがかかるのは、スクリーニングやインセンティブ、契約執行の諸問題であるが、少額貸付となると、1件当たりの業務コストが高くなり、識字率の極めて低い貧困層を対象とすれば、なおさら取引費用が高くなるのである。貸し手側の農村部に住む顧客に対する監視能力の低さや、返済を強制する能力に欠けていたことから、多くのデフォルトを生み、破綻してしまう政府系農村金融機関が非常に多かったのである。

しかし、借り手側にとっての取引費用も無視できないものである。銀行を利用する際の手続き日数、銀行支店数が限られているためにかかる往復時間や交通費、非識字者の場合に必要となる書類作成の代書依頼費用など、これらは借り手の負担要因として多くの実態調査で指摘されてきた⁽¹⁸⁾。さらに、政府が実施するプログラムの利用に便宜を図ってもらうための賄賂も、取引費用化していることが多い⁽¹⁹⁾。こうした事情が、銀行側が貧困層を忌避するだけでなく、貧困層側も、借り手側の選択として、それならば金利は高いが馴染みのある村の金貸しを利用しようという方を選んでしまう要因となっているのである。

マイクロクレジット・プログラムでは、こうした取引費用の問題が軽減するように様々な工夫がなされている。その1つが、融資を受ける者が銀行にお金を借りに行くのではなく、「銀行側が村に出向く」という移動業務である。銀行側の行員が村に出かけ、村落内の集会所などを利用したり、村に独自の融資機関や事務所を設けたりして、現場で業務を行っている。これにより、借り手の往復時間や交通費など、取引費用が軽減されるのである。

また、書類作成や手続きが簡素化されていることも挙げられる。書類の簡素化は、実際にその作成費用の節減にもなったが、それだけでなく、貧困層の低い識字率を補うためにも効果的であった。融資の申請受理と貸付開始も、公的融資の場合よりも簡素かつ迅速で、利用しやすいものとなっている。貧困層の借り手にとって、このようにプログラム参加へのインセンティブの障害となり得る

あらゆる点が緩和されているのである。

さらに、貧困層の組織化の教育的効果も、重要な間接的効果として注目すべき点である。グループ融資や連帯責任制によるモニタリングの徹底などは、返済を確かなものにしている直接的な要因である。だが忘れてならないのは、グループ組織化の過程で、家族計画や衛生など様々なプログラムへの参加を促し、間接的にメンバーの意識改革と生活改善が平行して行われていることである。これは、第1章で取り上げた複数の事例からも明らかである。金融機関としての活動に最も徹しているグラミン銀行でも、生活改善運動として修練、調和、勇気、勤勉など「16の誓い」をつくり、グループ研修や集会で繰り返し確認され、その意識的強化を図っている⁽²⁰⁾。いずれの場合も、こうした努力の成果は、子供の教育への関心や農村開発への関心の高さとなって現れているが、このような意識改革と生活改善が、長期的には返済能力や経済活動の向上をも支えているといえよう。

移動業務という革新的制度は、上述したような取引費用の削減だけでなく、銀行と村人との間で、貸付と返済という金融業務を確実にかつ継続的に実現する上でも重要である。そこで、村人と直接アクセスできる行員の役割は非常に大きいものである⁽²¹⁾。行員は、毎週各村を回り返済金を集めることで、貸付を行う人々に返済および経済活動を習慣づけるとともに、それぞれの収益状況だけでなく家庭事情など、普通の銀行では知り得ない情報を行員は得ることができる。時には相談にのったり、個人の話題でも集会の場で皆の話し合いに持ちかけるなど、顧客である貧困層、特に農村女性とともに、融資の継続とそれを促す彼女達の生活改善にも取り組んでいるのである⁽²²⁾。

- (1) 例えば、米増産を国家的課題としていたタイやインドネシアでは、零細農民に対する無担保貸付が1960年代から導入されていた。
- (2) 畜産や灌漑設備への投資には、最大50%の助成金がつけられた。
- (3) NABARD [1999]。なお、実際にIRDPは貧困ライン以下の5400万世帯に融資を行ったことから、1世帯当た

- り家族構成約5人として計算し、融資者数約3億人とここでは記した。
- (4) 須田 [2001] pp. 4-5。なお、このデータの原典は Government of India[1996] *Concurrent Evaluation of Integrated Rural Development Programme (IRDP)-A Report*, New Delhi.
- (5) 岡本 [1995] pp.105-106。
- (6) 市場原理の有効性を主張し、農村金融市場(Rural Financial Market:RFM)学派とも呼ばれ、日本においてはRFM理論として紹介されている。
- (7) Adams and Graham [1981].
- (8) また、農村部では貸し手・借り手間の契約が極めて個人的な関係であること自体が、外部からの商業的貸し手の参入が起りにくく原因の1つになっている。さらに市場の原理に則れば、フォーマル金融にとって、アクセスが不便で、高利潤をあげる事業を持たない農村貧困層は、最も最後の貸し手になってしまうのである。
- (9) Stiglitz and Weiss [1981].
- (10) また、女性参加者が積極的である主な理由として、女性の機会費用は低いために、集会への参加はむしろ、学習や社交の貴重な機会となっていると参加者達から証言されている（岡本 [1995] pp.116-117）。
- (11) 特にStiglitz [1993], Morduch [1999] が詳しい。
- (12) Morduch [1999] を参照。
- (13) $p_r < p_s$ なので、
- $$\frac{p}{p_r} > \frac{p}{p_s}$$
- つまり、安全な借り手には危険な借り手よりも低い利子でいいのに、ここでは危険な借り手と同じ大きさの利子をかけてしまう、ということである。
- (14) 係数の1.43は7/10 (1.4285...) で小数第3位を四捨五入して表したもの。
- (15) Stiglitz [1993], Morduch [1999] を参照。
- (16) 前節 (p25) に記した条件に同じ。
- (17) しかも、この場合の期待費用値の p_r/p_s の部分に注目すると、安全な事業と危険な事業の成功率の差が大きくなればなるほど期待費用は小さくなり、その結果、危険な事業を選んだ場合の方がますます期待効用は大きくなってしまうことになる。
- (18) Adams and Graham [1981]。また、銀行員の横柄な態度による心理的障壁も、借り手の負担要因の1つに含まれている。
- (19) 例えば、インド政府の計画委員会報告によると、2000～3000ルピーのローンに対して、書類準備に50～150ルピー、交通費が100～150ルピー、賄賂などに50～100ルピーがかかっているという（岡本 [1995] p.113。なおこのデータの原典はGovernment of India [1981] “Planning

- Commission,” *National Committee on the Development of Backward Areas : Report on General Issues.*）。
- (20) 中でも、金貸しへの負債の主な原因の1つに挙げられる、持参金の廃止を強く奨励しており、1993年時点で18616件の持参金なし結婚が実現された。
- (21) 行員はFO (Field Officer=農村巡回指導員) とも呼ばれており、その人材育成も、マイクロクレジット政策を成功させるための重要な項目の1つとなっている。しかし実施機関において、可能な行員を1人育てるためのコストは高く、そのための資金確保が困難で、かつプロジェクトの拡大とともに行員不足となる問題がある。実際に行員1人が受け持つメンバー数は、平均にして200～300人となっている。
- (22) 渡辺 [1997]、高梨研究会 [2001]、Yunus [1997] を参照。

参考文献

- Dale W. Adams and Douglas H. Graham [1981] “A Critique of Traditional Agricultural Credit Projects and Policies,” *Journal of Development Economics*, No. 8 ,pp.347-366.
- Jonathan Morduch [1999] “The Microfinance Promise,” *Journal of Economic Literature*, Vol.37, No. 1, December, pp.1569-1614.
- Joseph E. Stiglitz [1993] “Peer Monitoring and Credit Markets,” *The Economics of Rural Organization*, Oxford University Press, pp.70-86.
- Joseph E. Stiglitz and Andrew Weiss [1981] “Credit Rationing in Markets with Imperfect Information,” *American Economic Review*, Vol.71, No. 3 , pp.393-410.
- Muhammad Yunus and Alan Jolis [1997] *Vers un Monde sans Pauvreté* , Éditions Jean-Claude Lettés, Paris (猪熊弘子訳『ムハマド・ユヌス自伝—貧困なき世界をめざす銀行家』早川書房、1998年).
- NABARD[1999] *Task Force on Supportive Policy and Regulatory Framework for Microfinance : Report* , NABARD website.
- The World Bank [1990] *World Development Report 1990* , Oxford University Press, Oxford.
- The World Bank [2000] *World Development Report 1999/2000* , Washington, D.C. (小浜裕久監訳『世界開発報告1999/2000』東洋経済新報社、2000年).
- 秋葉武 [1998] 「マイクロクレジットとNPO」『社会運動』219、6月、pp.14-26。

- ・ 岡本真理子[1995]「農村小規模信用貸付市場におけるセミフォーマル金融機関の意義と可能性」『開発援助研究』2(4)、pp.100-123。
- ・ 岡本真理子・栗野晴子・吉田秀美編[1999]『マイクロファイナンス読本』明石書店。
- ・ 慶應義塾大学経済学部高梨研究会[2001]「政策マイクロファイナンスの挑戦（下）」『国際開発ジャーナル』532、3月、pp.38-41。
- ・ 須田敏彦[2001]「インフォーマルな自助グループとフォーマル金融機関の連結プログラムーインドにおけるマイクロファイナンスの新展開」『農林金融』54(7)、7月、pp.392-420。
- ・ 中村まり[1999]「バングラデシュにおけるマイクロクレジット政策の理念と現実」『アジア経済』40(9・10)、9・10月、pp.134-164。
- ・ 中村まり[2001]「マイクロファイナンスを通じた貧困層の市場への参加」『経済論集（愛知大学経済学会）』155、2月、pp.115-137。
- ・ 西川麦子[2001]『バングラデシュー生存と関係のフィールドワーク』平凡社。
- ・ 渡辺龍也 [1997]『「南」からの国際協力』岩波ブックレットNo.424。